

札幌コンサートホール利用約款（リハーサル単独使用）

（約款の適用）

第1条 当ホールを利用される方は、札幌市条例、規則その他一切の取り決めに
よるほか本約款の定めに従って施設をご利用いただきます。

（使用申請書の提出）

第2条 当ホールを利用される方は本利用約款を承諾の上、所定の申請書を提出
してください。

（貸館審査委員会）

第3条 使用申請書の提出後、貸館審査委員会において申請内容を審査します。
審査を通過した利用については、内定となります。

（利用料金の納付）

第4条 内定後、「内定通知書兼請求書」を送付しますので、必ず指定期日までに
利用料金をお支払いください。なお、料金は、利用当日までに1回、もしくは
2回に分けて請求します。また、舞台技術料については、大・小ホール利用の
場合必須となりますので御承ください。

- （1）施設利用料金・舞台技術料（ホール利用の場合）・・・申請書審査後
- （2）備付物件料金・・・当日（現金にてもらい受けます。）

2 指定期日までの入金がない場合、内定及び使用承認を取り消すことがありま
すので御注意願います。

3 リハーサル室ご利用の場合、使用日の15日前を切っけからの申請については、
申請と同時に「内定通知書兼請求書」を発行し、利用開始日までに現金で施設
利用料金を納入いただきます。なお、銀行振込の場合は前日午前中までの着金、
クレジットカードによる場合は前日午前中までの信用承認を厳守願います。

（使用承認）

第5条 施設利用料金の入金確認後、クレジットカードを利用の場合はその信用
承認後、「使用承認書」を送付します。

2 使用承認にあたっては、利用内容、主催者名を公表することを条件とします。

（使用承認の取消）

第6条 使用承認書記載の承認条件に違反した場合のほか、次の場合、使用承認
を取り消します。

- （1）条例、規則に違反したとき
- （2）本約款に違反したとき
- （3）虚偽、その他不正な行為により使用承認を受けたとき
- （4）期日までに利用料金を支払わないとき

（利用者の都合による取消・変更）

第7条 利用者の都合により取消をした場合、納入済の利用料金はお返ししま
せん。ただし、お支払い後、使用日の15日前までに使用承認の取消を申し出
て認められた場合、施設利用料金の5割額、舞台技術料金の全額をお返し
します。

2 利用日、利用時間の変更は、使用日の15日前まで、1回に限りお受け
します。これに伴い不足が生じたときは、その差額をお支払いいただきます。また、差
し引き余剰が生じたときは、施設利用料金の差額の5割額、舞台技術料金の
差額の全額をお返しします。

3 主催者、利用内容の変更は、取消の扱いとします。

（休館日及び閉館時間）

第8条 ホールの休館日と閉館時間は札幌コンサートホール管理規則によります。
但し、臨時的に変更することがあります。

（利用時間）

第9条 利用時間には、搬入・準備・楽器調律・撤収及び原状回復などの全てを
含みます。

2 延長は原則認めませんが、次の時間区分に利用がなく、やむを得ないとホ
ールが判断した場合に限りお受けする場合があります。なお、この場合所定の延
長料金をいただきます。

（利用者の責に帰すべき事由等による取消の場合の危険負担）

第10条 利用者の責に帰すべき事由により内定または承認の取消となった場合
の全ての損害については、利用者において負担していただきます。

（駐車場）

第11条 主催者・出演者用として予め割り当てられたスペースをご利用ください。

なお、トラックやバス等の使用については事前に相談してください。

（楽器の調律）

第12条 ホールの楽器（ピアノ、チェンバロ、オルガン）を利用し、調律が必要
な場合は、必ずホール指定調律師による調律を行っていただきます。

2 調律は、承認された使用時間内に行い、調律料は利用者負担とします。

（配達物、郵便物の取扱い等）

第13条 ホールでは原則として利用に係る配達物の受取、保管は行いません
ので、利用者において当日直接受け取れるよう手配してください。特に大量の

印刷物等については利用日以前にホールへ直接納品させることのないようにし
てください。

2 前項に反し、利用日以前にホールに配達、配達された場合、受取物の紛失、
破損及び毀損については、ホールは一切の責を負わないものとします。

3 折込用チラシは、ホールでは一切お預かりしません。

（物品の販売、撮影等）

第14条 施設内での物品の販売、募金、写真撮影、ビデオ撮影等を行う場合は、
予め「行為許可」申請を行っていただき、所定の料金をお支払いいただきます。

（関係官公署への届出）

第15条 利用の内容によっては関係官公署への届出が必要となりますので、利用
者において所定期日までに手続きを行ってください。

（入館者への注意事項）

第16条 利用者は次のことを守っていただくとともに、入場者にも周知してくだ
さい。

- （1）泥酔者及び保護者のつかない乳幼児の入場はできないこと。
- （2）他人に迷惑となる物品を持ち込み、または動物（盲導犬、介護犬を除く）
を連れてくる方は入場できないこと。
- （3）危険物を持ち込まないこと。
- （4）騒音や怒声を発したり、暴力をふるうなど他人に迷惑を及ぼし、またはそ
のおそれのある行為をしないこと。
- （5）無断で撮影や録音を行わないこと。
- （6）ホール内への飲食物の持ち込みを行わないこと。
- （7）所定の場所以外で喫煙をしないこと。
- （8）使用承認を得ていない施設に入ったり、備品を使用しないこと。
- （9）その他ホール責任者の指示に従うこと。

（損害賠償責任）

第17条 主催者に不測の事故が生じた場合、あるいは天災地変や交通機関のスト
ライキ等の不可抗力により公演が行えなくなった場合は、ホールはその責任
を負いません。

※ 申請者は、本約款を承諾されたものとみなします。